

令和6年6月4日 招 集

令和6年第3回本市議会定例会追加議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

- 1 議第36号 令和6年度村山市一般会計補正予算(第3号)…………… 別冊
- 2 議第37号 損害賠償の額を定めることについて…………… 3

以上別紙のとおり

令和6年6月21日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第37号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の原因

令和6年4月27日、東沢公園野外音楽堂前駐車場内において公用車が後進した際、駐車していた相手方乗用車に接触し破損させたもの。

2 損害賠償の額及び条件

- (1) 村山市は相手方に対し、812,135円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。

提案理由

令和6年4月27日に東沢公園野外音楽堂前駐車場内において発生した車両接触事故について、損害賠償の額を定めるためこれを提案する。